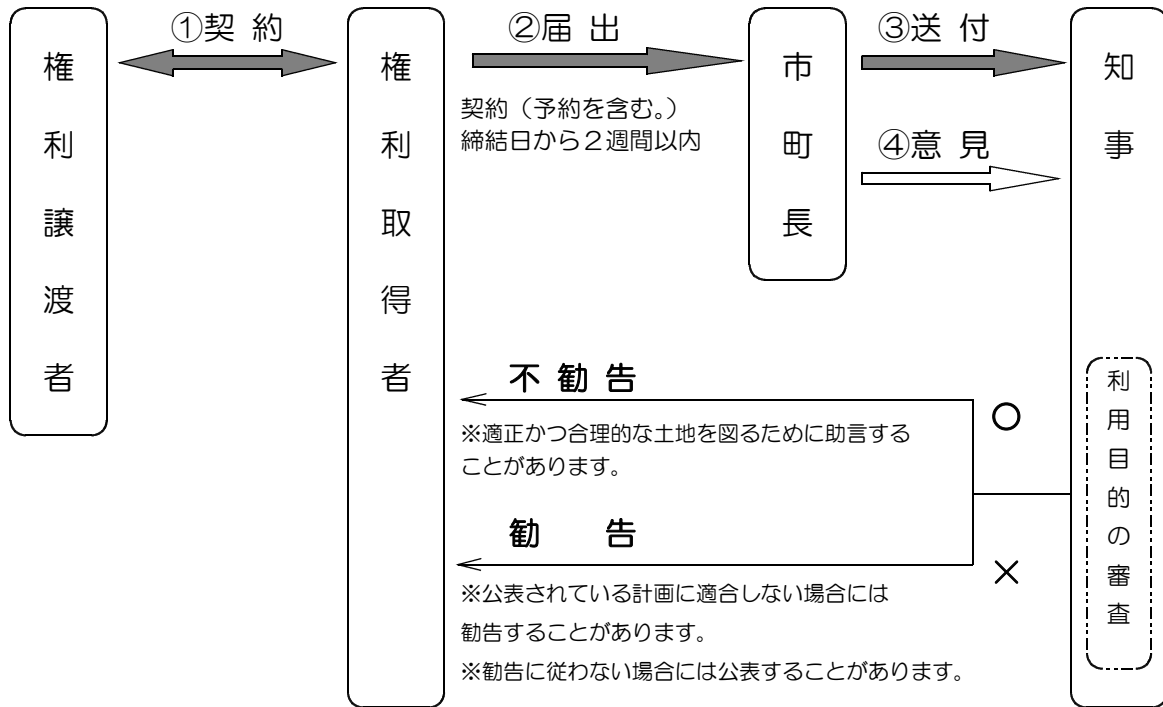


手続の流れ



届出の手続のポイント

届出者	土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）
届出期限	契約（予約を含む。）から2週間以内（※契約締結日を含みます。）
届出窓口	土地の所在する市町の窓口
主な届出事項	①契約当事者の氏名・住所等 ②契約（予約を含む。）締結年月日 ③土地の所在及び面積 ④土地に関する権利の種別及び内容 ⑤取得後の土地の利用目的 ⑥土地に関する権利の対価
提出する書類	①届出書 ②取引に係る契約書の写し又はこれに代わるその他の書類 ③土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 ④土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面 ⑤土地の形状を明らかにした図面 ⑥その他（必要に応じて委任状等）